



特定技能外国人について

T C S 振興協同組合

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

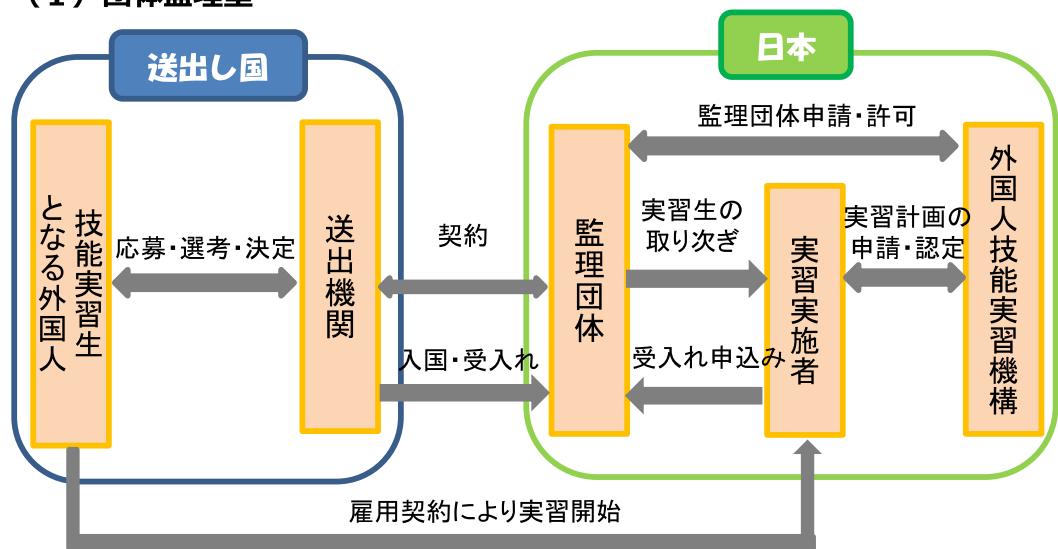
	技能実習制度	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)	国家戦略特区 (農業支援外国人受入事業)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能 1号」 ➤ 就労目的	「特定活動」 ➤ 就労目的
在留期間	最長 5年 ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上帰国させる必要	通算で最長5年	通算で最長3年
従事可能な業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 <p>※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業全般 ・畜産農業全般 <p>※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業全般 ・畜産農業全般 <p>※農作業以外に、農畜産物等を使用した製造・加工、運搬・陳列・販売の作業也可能（ただし、農作業が主）</p>
技能水準	—	<p>「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」 (一定の専門性・技能が必要)</p> <p>※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。</p>	<p>「農業支援活動を適切に行うために必要な知識・技能」 (一定の専門性・技能が必要)</p> <p>※①技能実習（3年）を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者が該当。</p>
日本語能力の水準	—	<p>「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本」</p> <p>※試験等により確認。ただし、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。</p>	<p>「農業支援活動を行うために必要な日本語能力」</p> <p>※①技能実習（3年）を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者が該当。</p>
外国人材の受入れ主体（雇用主）	実習実施者（農業者等） ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等 ・派遣事業者（農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定） 	派遣事業者

※特区事業は、令和元年6月11日に開催された国家戦略特区諮問会議にて特定技能制度へ段階的に移行することが決定されたため、令和2年3月31日をもって、特区事業による外国人材の新規受け入れは停止（ただし、特区事業による在留は通算3年となるまで可能。）。

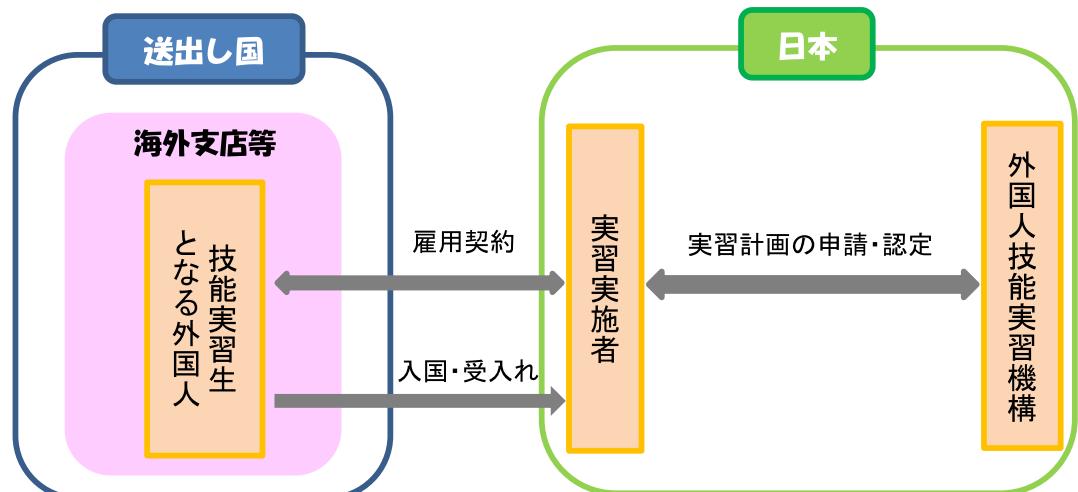
技能実習制度と特定技能制度の比較

①技能実習制度

(1) 団体監理型



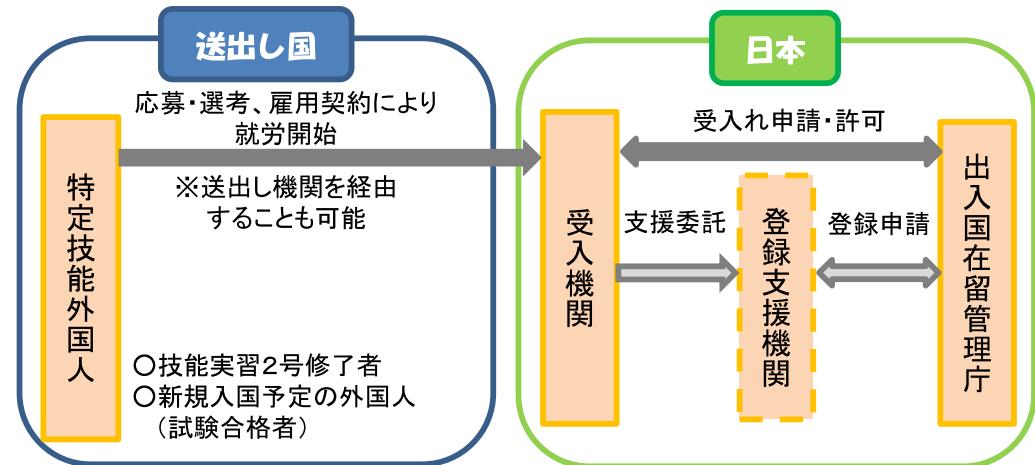
(2) 企業単独型



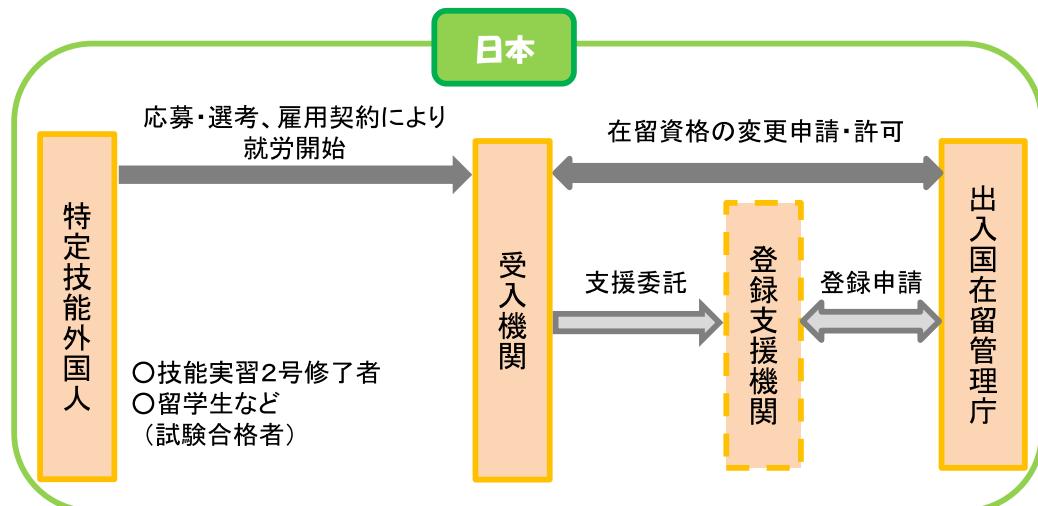
○技能実習生は、1年間の技能実習(1号)を経て、一定の技能習得ができたと評価されれば、最長5年間の技能実習(2・3号)を受けることが可能。

②特定技能制度

(1) 海外から採用するケース



(2) 国内在留者を採用するケース



○特定技能1号については、最長通算5年間(途中での出入国可)就労可能。
○特定技能2号については、在留期間の上限はないが、農水省所管の4分野については対象外。(建設、造船・舶用工業の2分野のみ)

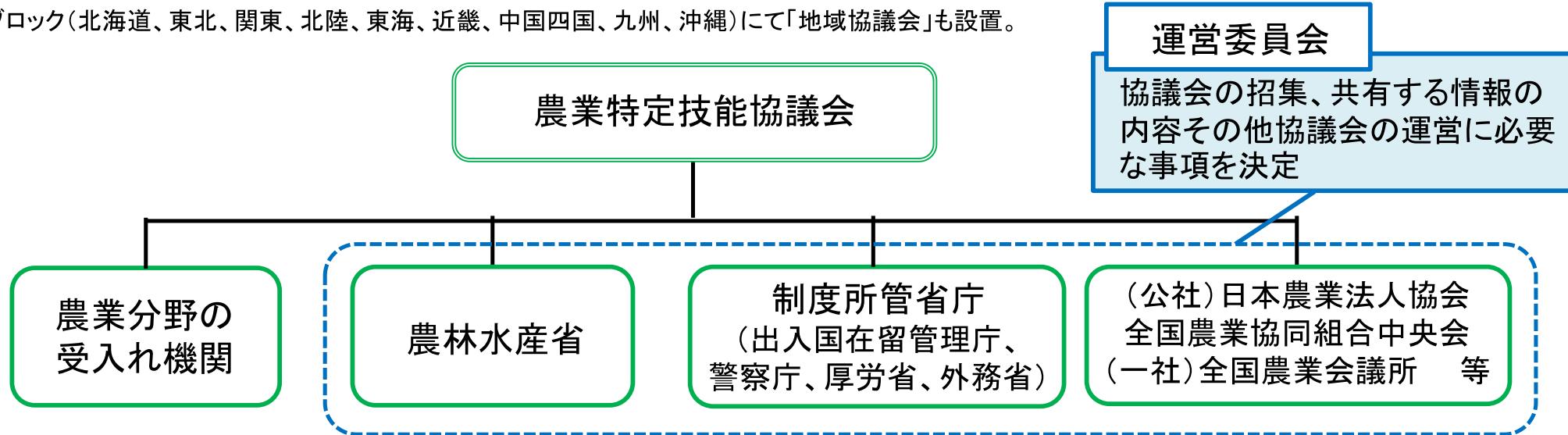
農業分野における特定技能による受入れの概要

受入れ見込み数 (5年間の最大値)	・ 36,500人
人材の基準	<p>〔技能試験〕 ※技能実習2号修了者は免除 農業技能測定試験 ①耕種農業全般 ②畜産農業全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は(一社)全国農業会議所 ・2019年秋から実施。2022年度も隨時実施 ・実施国・開催時期等については(一社)全国農業会議所のHPにて公表。 http://asat-nca.jp/ <p>〔日本語能力試験〕 ※技能実習2号修了者は免除 ①日本語能力試験(N4以上)、②国際交流基金日本語基礎テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は①(公財)日本語国際教育支援協会・(独)国際交流基金、②(独)国際交流基金 ・実施国・開催時期等についてはそれぞれのHPにて公表。 http://info.jees-jlpt.jp/ (日本語能力試験), https://www.jpf.go.jp/jft-basic/ (日本語基礎テスト)
受入れの停止・再開	<p>農林水産大臣は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人手不足状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討等を行う ・受入れ見込み数を超える場合は、法務大臣に受入れ停止を求める ・受入れ停止後、再び必要性が生じた場合は、法務大臣に受入れ再開を求める
業務	<p>①耕種農業全般 (栽培管理、集出荷・選別等) ※栽培管理の業務が含まれている必要) ②畜産農業全般 (飼養管理、集出荷・選別等) ※飼養管理の業務が含まれている必要)</p> <p>日本人が通常従事している関連業務 (農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等) に付随的に従事することも可能</p>
受入れ機関等の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①「農業特定技能協議会」に参加し、必要な協力を行うこと ②過去5年以内に同一の労働者 (技能実習生を含む) を少なくとも6ヶ月以上継続して雇用した経験があること 等
雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> ①直接雇用 ②労働者派遣 (派遣事業者は、農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)

農業特定技能協議会について

- 制度の適切な運用を図るため、農林水産省が平成31年3月27日に設置。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人が受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を実施。

●全国9ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄)にて「地域協議会」も設置。



※農業特定技能協議会に加入した受入れ機関は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなります。

活動内容

- ① 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ② 受入れに係る人権上の問題等への対応
- ③ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援(特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- ⑥ 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- ⑦ ⑥を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む)
- ⑧ 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- ⑨ 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

農業特定技能協議会への入会の流れ

地方出入国在留管理局 への申請

- 初めて1号特定技能外国人を受け入れる農業者等は、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請(又は在留資格変更許可申請)の際、「1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる」旨の「誓約書」(※)を提出
- 農業特定技能協議会への入会手続は、当該外国人を受け入れた日から、4か月以内に実施

(※) 「誓約書」の様式は、法務省ホームページに掲載

ステップ 1

入会申請フォーム(※)への入力

- 農林水産省ホームページの協議会入会申請フォームに、必要事項(氏名・名称、住所等)を・申請

(※) 入会申請フォームは、農林水産省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html>)にて公開中

ステップ 2

申請内容の確認

- 農林水産省において申請内容を確認するとともに、必要に応じ、入力者宛に連絡(電話又は電子メール)

ステップ 3

協議会への入会完了(※地域協議会にも同時加入)

- 申請者宛に「**加入通知書**」を電子メールで送付

(※) 以後、1号特定技能外国人を受け入れる場合は、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請等の際に、「加入通知書」を添付

農業特定技能協議会

Q 農業特定技能協議会には、どのタイミングで加入すればよろしいでしょうか。 ×

A 初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合、当該特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に協議会に加入いただき、加入後は協議会が行う活動に対して必要な協力をを行うなどしなければなりません。
(4ヶ月以内に農業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受け入れができないこととなるので、ご注意ください。)

Q 協議会への加入について、費用はかかりますでしょうか。 ×

A 農業分野の協議会への加入に関して、入会費・年会費等の費用は一切不要です。

Q 協議会への加入申請手続きについて教えてください。 ×

A 農業特定技能協議会への加入については、下記入力フォームから申請ください。
個人：<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/nyuukaikojin.html>
法人：<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/nyuukaihoujin.html>

申請日から1~2週間程度で、ご提供いただいたメールアドレスに対して、「加入通知書」が送付されます。「加入通知書」は、2回目以降の受け入れの際に必要となるため、大切に保管ください。

※申請日から2週間を経過しても「加入通知書」が送付されていない場合は、農業特定技能協議会までご連絡ください。

農業特定技能協議会 TEL：03-6744-2159

Q 加入後に受入れ人数の変更、または登録情報の変更があった場合は報告が必要でしょうか。

×

A 加入後に受入れ人数の追加や登録情報等の変更が生じた場合は、下記の入力フォームから修正事項を入力いただき、ご報告ください。おって、ご提供いただいたメールアドレスに協議会から「変更通知書」が送付されます。

個人：<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/henkoukojin.html>

法人：<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/henkouhoujin.html>

また、受け入れている特定技能外国人がいなくなった場合には、協議会からの退会が必要となります。農林水産省のホームページに専用のフォームがございますので、そちらから所定事項を入力いただき、ご報告ください。

個人：<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/taikaikojin.html>

法人：<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/fukyu/taikaihoujin.html>

Q 協議会への加入に際し、何か審査や書類の提出などはありますか。

×

A 特段の審査はございませんが、入力いただいた内容に確認が必要と判断されたときは、農林水産省等（北海道は道庁、沖縄は沖縄総合事務局）担当官から直接確認させていただく場合がございます。

Q 登録支援機関の加入は必要でしょうか。

+

入国管理局申請の流れ（海外在住）

1. 健康診断受診（申請時から 1 年以内）
2. 大使館認証（母国で手続き）
3. 入国管理局 在留資格認定証明書交付申請
4. 農業特定技能協議会加入（特定技能初回受入れから 4 ヶ月以内）

※必要書類一覧

【受入機関】

- 登記事項証明書（申請時から 3 ヶ月以内）
- 特定技能に関する役員の住民票（個人番号記載なし、本籍地記載あり）
- 損益計算書・貸借対照表（直近 3 年分）
- 労働保険料等納付証明書（都道府県労働局にて取得）
- 社会保険料納入状況照会回答票（日本年金機構にて取得）
- 法人の納税証明書その 3（源泉徴収所得税及び復興特別所得税、消費税の納税証明書、法人税の納税証明書）（所轄税務署にて取得）
- 法人の地方税の納税証明書（市町村にて取得）
- 技能実習修了証のコピー又は隨時 3 級試験合格証（農業技能測定試験と N4 合格証の場合もある）
- 特定技能外国人支援計画書（申請人サイン）

【特定技能外国人（申請人）】

- 在留資格認定証明書交付申請書（写真）
- 健康診断票（申請時から 1 年以内）

入国管理局申請の流れ（日本在住）

1. 健康診断受診（申請時から 1 年以内）
2. 大使館認証（組合で手続き、住民票が必要 ※特定活動の場合必要）
3. 入国管理局 在留資格変更許可申請
4. 農業特定技能協議会加入（特定技能初回受入れから 4 ヶ月以内）

※必要書類一覧

【受入機関】

- 登記事項証明書（申請時から 3 ヶ月以内）
- 特定技能に関する役員の住民票（個人番号記載なし、本籍地記載あり）
- 損益計算書・貸借対照表（直近 3 年分）
- 労働保険料等納付証明書（都道府県労働局にて取得）
- 社会保険料納入状況照会回答票（日本年金機構にて取得）
- 法人の納税証明書その 3（源泉徴収所得税及び復興特別所得税、消費税の納税証明書、法人税の納税証明書）（所轄税務署にて取得）
- 法人の地方税の納税証明書（市町村にて取得）
- 技能実習修了証のコピー又は隨時 3 級試験合格証
(農業技能測定試験と N4 合格証の場合もある)
- 特定技能外国人支援計画書（申請人サイン）

【特定技能外国人（申請人）】

- 特定技能資格変更許可申請書（本人サイン・写真）
- 住民票（必要がない場合もある）
- 課税証明書・納税証明書
- 源泉徴収票（課税証明書に対応したもの）
- 健康診断票（申請時から 1 年以内）